

令和 3 年 2 月 臨時教育委員会 会議録

◇開 会	令和 3 年 2 月 4 日 (木) 午後 5 時 1 6 分
◇閉 会	令和 3 年 2 月 4 日 (木) 午前 5 時 2 9 分
◇会 場	丹波市役所 1 F 「第 1 会議室」
◇出席者	教育委員会
	・教育長 岸 田 隆 博
	・教育長職務代理者 深 田 俊 郎
	・教育委員 横 山 真 弓
	・教育委員 安 田 真 理
	・教育委員 出 町 慎
	・教育部長 藤 原 泰 志
	・教育部次長兼学校教育課長 足 立 和 宏
	・学事課長 井 尻 宏 幸
	・文化財課長兼美術館副館長 兼中央図書館副館長 山 内 邦 彦
	・教育総務課長 足 立 勲
	・教育総務課庶務係長 芦 田 将 司

(岸田教育長)	<p>ただいまから臨時教育委員会を開催いたします。 会の進行上、発言の際には必ず氏名を名乗ってから発言いただきますようお願いいたします。</p>
日程第 1	会議録署名委員の指名
(岸田教育長)	<p>日程第 1、会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録の署名は、横山委員と安田委員をお願いいたします。</p>
日程第 2	<p style="text-align: center;">議事</p> <p style="text-align: center;">議案第 5 号 丹波市立氷上回廊水分れフィールドミュージアム条例施行規則の一部を改正する規則の制定について</p>
(岸田教育長)	<p>日程第 2、議事に入ります。議案第 5 号、丹波市立氷上回廊水分れフィールドミュージアム条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より説明をお願いします。 山内文化財課長</p>
(山内文化財課長)	<p>文化財課長の山内でございます。それでは、お手元の資料 1 ページから 8 ページでございます。丹波市立氷上回廊水分れフィールドミュージアム条例施行規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。 前回の教育委員会で承認いただきました同規則の施行期日につきましては、リニューアルオープンの日であります令和 3 年 3 月 2 0 日としておりますが、当該施設 2 階にあります多目的スペース、それから交流ギャラリーの使用に関しましては、リニューアルオープンの日である 3 月 2 0 日までに、その使用の許可を行うなど必要な事務手続きを事前に行うことが想定されるため、附則の第 2 項におきまして第 6 条に規定する許可その他のこの規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行日前においても行うことができる事を、追加規定させていただくものでございます。本来であれば、本規則の制定時にこのことについても規定しておくべきで</p>

したが、漏れておりました。大変ご迷惑をおかけいたしましたところでございます。この条例の撤回も含めまして、再度この様な事案が発生したこと、誠に申し訳なく思っております。この後、ご審議いただきましてご承認賜りますようお願いいたします。以上でございます。

(岸田教育長)

説明が終わりました。新旧対照表6ページの附則のところでは、2項の第6条に規定する許可その他のこの規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行日前においても行うことができるという部分です。

このことにつきまして、何かご質問、ご意見ありませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、ご意見がないようですので、採決に入りたいと思います。

議案第5号、丹波市立氷上回廊水切れフィールドミュージアム条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを採決いたします。

同意される委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(岸田教育長)

ありがとうございます。全員の挙手を認めます。

よって、議案第5号、丹波市立氷上回廊水切れフィールドミュージアム条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを承認いたします。

議案第6号 丹波市教育委員会後援名義の使用承認について

(岸田教育長)

続きまして、議案第6号、丹波市教育委員会後援名義の使用承認について、事務局より説明をお願いします。

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。それでは、議案第6号、丹波市教育委員会後援名義の使用承認について御提案申し上げます。資料は9ページから12ページとなっております。

今回の審議案件は1件です。10ページをご覧いただきたいと思います。国語好きな子どもに育てる会が主催されます親子国語教室です。実施日は令和3年2月28日日曜日、実施場所は、丹波篠山市民センターです。後援申請には、この日のみが記載されておりますが、これに先立ちまして、12ページのチラシの中にはありますが、2月27日土曜日にはオンラインでの講座も開催されることになっております。本事業につきましては、初めての後援名義の使用申請となっております。他市では既に数回の後援決定をされておりますことを確認しております。

丹波市教育委員会後援名義使用許可に関する要綱第3条の許可条件に適合しており、かつ、第4条の許可の制限に該当していないことから、許可決定が妥当と判断しております。以上で、丹波市教育委員会後援名義の使用承認についての提案説明とさせていただきます。

(岸田教育長)

説明が終わりました。この件について何か御質問ありませんでしょうか。深田教育長職務代理者。

(深田教育長職務代理者)

深田ですけれども、今、他市で実施済みというのは具体的にどの市でされたのかというのが一つと、会則というのは大体この様なものなのでしょうか。簡潔すぎるので、この2点についてお伺いしたいと思います。

(岸田教育長)

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。他市で実施済みというのは、ホームページ等でこの団体の活動を確認させていただく中では、県下ですと三田市や小野市で実施されており、当該地の教育委員会へ後援申請されている実態は把握させていただいております。もう一点の会則につきましては、確かに委員さんが言われる部分もあるかと思いますが、教育委員会側から会則について言える事はありませんので、会が定めた会則として留めております。以上です。

(岸田教育長)

深田教育長職務代理者。

(深田教育長職務代理者)

三田や小野の場合も、教育委員会が後援しているという確認はできていませんか。

(岸田教育長)

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。他市の後援という部分までは確認できておりませんが、丹波篠山市では例年開催されていて教育委員会も後援されています。

(岸田教育長)

ほかにありませんか。よろしいか。少し情報が少なかったかもしれませんが、私も代表と副代表につきましては調べてみました。島本さんも現職の先生だったと思います。見る限りは、特別なお考えをお持ちということはないと思います。活動については具体的な事は分かりかねますが、いろいろところで執筆されたり、著書を出されたり活動されていることはホームページで確認しました。補足です。

それでは採決いたします。

議案第6号、丹波市教育委員会後援名義の使用承認についてを採決いたします。

同意される委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(岸田教育長)

全員の挙手を認めます。

よって、議案第6号、丹波市教育委員会後援名義の使用承認についてを承認いたします。

議案第7号 寄附採納願について

(岸田教育長)

続きまして、寄附採納願について、事務局より説明をお願いします。
足立次長兼学校教育課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。それでは、議案第7号、寄附採納願について御提案申し上げます。資料は13ページから17ページとなっております。

上久下小学校に対しまして、上久下小学校同窓会様より木製の総合遊具、見積価格120万円の遊具の申出がございました。資料にも記載がございましたが、6年生の児童が制作に参加することにより、卒業記念の遊具とするとともに、全校児童の体力等の向上のために役立てていただきたいという寄附者の行為をありがたく受け入れたいという意見が付されております。教育委員会といたしましても、これをありがたく採納すべしと考えております。見積価格30万円以上の寄附申出であることから、丹波市立小中学

校の寄附採納取扱規程第2条第1号により教育委員会の承認を求めるものです。以上、簡単ではございますが、提案説明とさせていただきます。

(岸田教育長)

説明が終わりました。何か御意見、ご質問ありませんでしょうか。
なければ採決いたします。
議案第7号、寄附採納願についてを採決いたします。
同意される委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(岸田教育長)

全員の挙手を認めます。
よって、議案第7号、寄附採納願についてを承認いたします。
以上をもちまして全日程が終了しましたので、本日の臨時教育委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。